

## 4100 秋草学園福祉教育専門学校学則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 本校は、学校教育法、社会福祉士及び介護福祉士法の定めるところに従い、豊かな情操を養うと共に、職業又は実的な専門の知識及び技能を修得させて未来社会にふさわしい人材を育成することを目的とする。

## (名称)

第2条 本校は、秋草学園福祉教育専門学校という。

## (位置)

第3条 本校は、埼玉県所沢市東所沢1丁目11番11号におく。

## (学校評価)

第3条の二 校長は、本校の教育活動及び学校運営の状況について自己評価を行う。

- 2 校長は、前項に定める自己評価の結果をふまえて学校関係者評価を行う。
- 3 校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を公表する。
- 4 校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を理事長に報告する。

## 第2章 課程、学科、修業年限及び定員等

## (課程、学科、修業年限及び定員等)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員等は、次のとおりとする。

分野	課程	学科名	修業年限	入学定員	学級数	総定員	昼夜別	男女別
教育・社会福祉	専門課程	介護福祉科	2年	40名	1	80名	昼間	男 女

- 2 本校の附帯教育事業として、介護福祉士実務者研修（通信課程）を設置する。
- 3 介護福祉士実務者研修（通信課程）に関する規定は、別に定める。

## (在学年限)

第5条 本校には、4年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

## (学年及び学期)

第6条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

## (休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 学園創立記念日 12月15日

- (4) 埼玉県民の日 11月14日  
 (5) 春季休業日 3月21日から4月7日まで  
 (6) 夏季休業日 7月26日から8月31日まで  
 (7) 冬季休業日 12月26日から1月7日まで
- 2 前項に掲げる休業日においても、校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行うことができる。
- 3 必要がある場合、校長は、休業日にかかわらず授業（実習を含む）を行う日を定めることができる。
- 4 非常災害その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

#### 第4章 教育課程及び授業時数

(教育課程及び授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

(始業及び終業の時刻)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課 程	学科名	始業時刻	終業時刻
専門課程	介護福祉科	9:00	16:30

- 2 教育上必要があり、又は教育の実施上特別の事情があるときは、校長は、始業の時刻又は終業の時刻を変更することがある。

#### 第5章 職員組織

(職員組織)

第10条 本校に、次の職員を置く。

	教育・社会福祉専門課程
校 長	1名
専任教員	3名
講 師	1名以上
事務職員	2名以上

- 2 校長は、校務を統轄し、所属職員を監督する。  
 3 教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

#### 第6章 入学、休学、退学及び除籍等

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を終了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 修業年限が 3 年の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) その他本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたる者  
(入学時期)

第 12 条 本校の入学時期は、毎年 4 月とする。

(出願手続)

第 13 条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書及び必要書類に、第 25 条第 2 項に定める入学検定料を添えて、指定する期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 14 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続)

第 15 条 入学の許可は、前条の選考の結果に基づき、校長がこれを行う。

- 2 入学を許可された者は、指定する期日までに、第 25 条に定める入学金その他の学納金を添えて、本校所定の書類を提出しなければならない。
- 3 前項に定める手続が指定する期日までに行われなときは、校長は、入学の許可を取り消すことができる。

(休学、退学、復学及び再入学)

第 16 条 学生が疾病その他やむを得ない事情によって休学又は退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願出でて許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学若しくは退学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 前項の休学は、2 ヶ月以上引き続き出席できないとき願出することができる。
- 3 前項により休学を願出たときは、校長は、2 年以内の期間で休学を許可することができる。
- 4 休学中の学生が、復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願出でて許可を受けなければならない。ただし、疾病により休学した場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 5 第 1 項によって退学した者が、2 年以内に再入学を願出たときは、校長は、退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することができる。

(出席停止)

第 17 条 校長は、伝染病にかかり、若しくはそのおそれのある学生に対して、その出席停止を命ずることができる。

(除籍)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する学生について、校長は、これを除籍することができる。

- (1) 第5条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第16条第3項に定める休学の期間を超えて、なお復学できない者
- (3) 正当な理由がなく3ヶ月以上授業料その他の学納金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 死亡又は長期にわたり行方不明の者  
(転入学・編入学)

第19条 介護福祉士専門課程においては、他校からの転入学又は編入学は認められない。

## 第7章 学習評価、課程修了の認定及び卒業

(履修方法)

第20条 履修方法に関し必要事項は、校長が別に定める。

(学習の評価)

第21条 学習の評価は、講義については学力試験により、実習については実習報告及び平素の成績により行う。

- 2 学力試験は、各項目ごとにおこなう定期試験及び卒業試験とし、校長が必要と認めるときは、臨時に試験を行うことができる。ただし、各教科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2(介護実習にあつては5分の4)に満たない者は、定期試験及び卒業試験を受験することはできない。
- 3 疾病その他やむを得ない理由により前項の試験を受験できなかった者に対しては、追試験を行うことができる。
- 4 第2項の試験の結果が合格点に満たない者については、再試験を行うことができる。

(課程修了の認定)

第22条 各学年の課程の修了は、出席状況と学習の評価に基づいて、学年末に認定する。

- 2 前項の認定は、教員会議の議を経て校長が行う。

(原級留置)

第23条 各学年の所定の課程を修了することができなくなった学生について教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

(卒業の認定)

第24条 校長は、本校所定の全課程を修了した者に対して卒業の認定を行う。

- 2 前項により認定された者に対して、校長は卒業証書を授与する。

(専門士の称号)

第24条の二 前条の卒業の認定を受けた者には、職業実践専門課程を修了したことを証し専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

## 第8章 入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第25条 本校の入学金及び授業料等は次のとおりとする。

課程	学科	入学金 (入学時)	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)	実習費 (年額)	合計
専門課程	介護福祉科 (初年度)	200 千円	650 千円	120 千円	60 千円	1030 千円
	同 (2年度)	—	650 千円	120 千円	180 千円	950 千円

2 入学検定料は、20,000 円とする。

(授業料等の納入)

第26条 授業料等は所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者には延期を認めることがある。

- 2 授業料等は、出席の有無にかかわらず、学籍のある間は、これを納入しなければならない。ただし、休学の場合にあっては、事情により減免することがある。
- 3 納付した検定料、入学金、授業料、その他の学費は、原則として返還しない。
- 4 授業料等の納入の時期その他の細目については別に定める。

(授業料等の減免)

第27条 特別の事情のある学生については、授業料等を減額し、又は免除することがある。減免に関し必要な事項は別に定める。

## 第9章 賞罰

(表彰)

第28条 校長は、学業、人物その他が優秀であって、他の模範となる学生を表彰をすることができる。

(懲戒)

第29条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学生に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

- 2 懲戒のうち、戒告、謹慎、停学及び退学の処分は、校長が行う。
- 3 前項による退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 前各項による懲戒の手續その他必要な事項は、別に定める。

## 第10章 補則

(身上事項の異動の届出)

第30条 学生、保護者及び保証人の住所、氏名等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

(健康診断)

第31条 学生及び教職員の健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則等)

第32条 この学則の実施についての細則及び本校の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

## 附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する
- 2 本校の総定員は、第4条の規定にかかわらず平成7年度から平成8年度までの間、次のとおりとする。

課 程	学科名	平成7年度	平成8年度
専門課程	介護福祉科	80名	160名

## 附 則

この学則は、平成9年6月9日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1の規定は、同日以降専門学校第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の別表1の規定が適用されるまでの専門学校の教育課程については、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、改正後の第24条第2項の卒業証書(別紙様式)については、平成13年3月10日より適用する。

## 附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、同日以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、改正後の第25条(入学金及び授業料等)は、同日以降福祉教育専門学校の第1学年に入学した学生に係る学費表から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の学費表が適用されるまでの学費表については、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、平成17年9月12日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-2 の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以降専門学校の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の別表 1-2 の規定が適用されるまでの専門学校の教育課程については、なお従前の学則による。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1 の規定は平成 21 年 4 月 1 日以降専門学校の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の別表 1 の規定が適用されるまでの専門学校の教育課程については、なお従前の学則による。
- 3 平成 21 年 4 月 1 日以前に入学した学生で留年及び休学により、平成 21 年 4 月 1 日以降、再度第 1 学年を履修する学生は、別表 2-1 の科目読替表を適用する。
- 4 平成 21 年 4 月 1 日以前に入学した学生で留年及び休学により、平成 22 年 4 月 1 日以降、第 2 学年を履修する学生は、別表 2-2 の科目読替表を適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の規定は、同日以降入学した学生から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の規定が適用されるまでの学費については、なお従前の学則による。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1 及び別表 2 の規定は平成 23 年 4 月 1 日以降専門学校の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の別表 1 及び別表 2 の規定が適用されるまでの専門学校の教育課程及び科目読替表については、なお従前の学則による。

## 附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1 及び別表 2 の規定は平成 26 年 4 月 1 日以降専門学校の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により、改正後の別表 1 及び別表 2 の規定が適用されるまでの専門学校の教育課程及び科目読替表については、なお従前の学則による。

## 附 則

この学則は、平成 26 年 7 月 30 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 28 年 5 月 25 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 29 年 12 月 11 日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 2 年度の総定員数は、第 4 条の規定にかかわらず 100 名とする。

3 令和 2 年度の専任教員数は第 10 条の規定にかかわらず 4 名とする。



秋草学園福祉教育専門学校教育課程表

領域	教育内容	授業科目名	履修方法					備考	
			時間数	1年	2年	単位	授業方法		
人間と社会	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立	30	30	30		2	講義	
	人間関係とコミュニケーション	人間関係とコミュニケーション	30	30	30		2	講義	
	社会の理解	社会の理解Ⅰ	60	30	30		2	講義	
		社会の理解Ⅱ		30		30	2	講義	
	人間と社会に関する選択科目	文章表現	180	30	30		2	講義	
		情報リテラシー		30	30		2	講義	
		特別教育演習		30	30		2	講義	
		社会保障関連制度論		30		30	2	講義	
児童福祉論			30		30	2	講義		
小計			270	270	180	90	18		
介護	介護の基本	介護の基本Ⅰ	180	60	60		4	講義	
		介護の基本Ⅱ		60	60		4	講義	
		介護の基本Ⅲ		60		60	4	講義	
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術Ⅰ	60	30	30		2	講義	
		コミュニケーション技術Ⅱ		30		30	2	講義	
	生活支援技術	生活支援技術Ⅰ-①	300	30	30		2	講義	
		生活支援技術Ⅰ-②		30	30		2	講義	
		生活支援技術Ⅰ-③		30	30		2	講義	
		生活支援技術Ⅱ-①		60	60		2	演習	
		生活支援技術Ⅱ-②		60	60		2	演習	
		生活支援技術Ⅱ-③		60	60		2	演習	
		生活支援技術Ⅱ-④		30		30	1	演習	
	介護過程	介護過程Ⅰ	150	30	30		2	講義	
		介護過程Ⅱ		30	30		2	講義	
		介護過程Ⅲ		30		30	2	講義	
		介護過程Ⅳ		30		30	2	講義	
		介護過程Ⅴ		30		30	2	講義	
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	120	60	60		4	講義	
		介護総合演習Ⅱ		60		60	4	講義	
	介護実習	介護実習Ⅰ	456	120	120		2	実習	
介護実習Ⅱ			336		336	7	実習		
小計			1266	1266	660	606	56		
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解Ⅰ	60	30	30		2	講義	
		発達と老化の理解Ⅱ		30	30		2	講義	
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ	60	30	30		2	講義	
		認知症の理解Ⅱ		30		30	2	講義	
	障害の理解	障害の理解Ⅰ	60	30		30	2	講義	
		障害の理解Ⅱ		30		30	2	講義	
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	120	30	30		2	講義	
		こころとからだのしくみⅡ		30	30		2	講義	
		こころとからだのしくみⅢ		30	30		2	講義	
		こころとからだのしくみⅣ		30	30		2	講義	
小計			300	300	210	90	20		
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケアⅠ	50	13	13		1	講義	
		医療的ケアⅡ		19	19		1	講義	
		医療的ケアⅢ		18		18	1	講義	
		医療的ケアⅣ					1	演習	
	小計			50	50	32	18	4	
その他	国家試験に関する必修科目	国家試験対策講座	60	60		60	4	講義	
	選択科目	介護保険事務士	30	30		30	2	講義	
合計			1976	1976	1082	894	104		